

証券コード：4046



株式会社 大阪ソーダ

第168回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時

場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号
ウェスティンホテル大阪 4階
花梨の間

決 議 事 項

- 第1号議案** 取締役6名選任の件
第2号議案 当社株式の大規模な買付行為に
関する対応方針（買収防衛策）
継続の件

目 次

第168回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	40
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は実施しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本年の株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり書面でお送りしております。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

また、書面またはインターネット等による事前の議決権行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。

証券コード4046
2023年6月9日

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目12番18号

株式会社 大阪ソーダ

代表取締役 寺 田 健 志
社長執行役員

第168回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第168回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.osaka-soda.co.jp/ja/ir/general_meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号 ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間

※ 株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 1. 第168期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第168期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (4) インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な事業所」「当社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

開催日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対  
する賛否をご表示のうえ、切手を貼  
らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に  
対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX株

XXXXXXXXXX月XX日

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

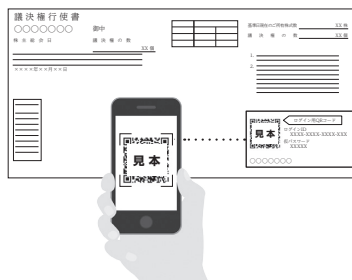
議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしていただきます。また、インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合、もしくは議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト  
〇〇〇〇 株式会社

■議決権行使方法の選択

第1回定時総会  
開催日 平成26年 3月31日  
株主番号 10000001  
行使できる議決権の数 1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを希望いたします。賛否する項目のボタンを選択して次の画面におすすみください。

会社議案の全ての議案を賛成、株主様全員の議決権も賛成とされる場合

会社議案、および株主提案の議案について個別に賛否を入力される場合

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                    | 地位および担当                                                  | 属性           | 取締役会<br>出席状況      |
|------------|------------------------|----------------------------------------------------------|--------------|-------------------|
| 1          | てらだ けんし<br>寺田 健志（男性）   | 代表取締役<br>社長執行役員<br>新規事業開発領域管掌<br>マテリアル領域管掌<br>指名報酬委員会委員長 | [再任]         | 13回／13回<br>(100%) |
| 2          | こにし あつお<br>小西 淳夫（男性）   | 取締役上席執行役員<br>生産・設備・プロセス技術<br>領域管掌<br>生産技術本部長             | [再任]         | 13回／13回<br>(100%) |
| 3          | きむら たけし<br>木村 武司（男性）   | 執行役員<br>ヘルスケア領域管掌<br>グローバル化推進領域管掌<br>ヘルスケア事業部長           | [新任]         | —                 |
| 4          | ふたむら おんゆう<br>二村 文友（男性） | 取締役<br>指名報酬委員会委員                                         | [再任][社外][独立] | 13回／13回<br>(100%) |
| 5          | ひゃくしま はかる<br>百 嶋 計（男性） | 取締役<br>指名報酬委員会委員                                         | [再任][社外][独立] | 13回／13回<br>(100%) |
| 6          | みやた おきこ<br>宮田 興子（女性）   | 取締役<br>指名報酬委員会委員                                         | [再任][社外][独立] | 13回／13回<br>(100%) |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                                                                            | てらだ けんし<br>寺 田 健 志<br>(1965年12月10日生)<br><br>[再 任] | 1988年 4 月 当社入社<br>2012年 6 月 当社執行役員営業本部化学品事業部副事業部長<br>2012年10月 当社執行役員営業本部化学品事業部長<br>2013年 3 月 当社執行役員機能材事業部副事業部長、東京支社長<br>2014年 4 月 当社執行役員経営企画室長<br>2014年 6 月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長<br>2014年11月 当社取締役上席執行役員機能材事業部長<br>2015年 6 月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長、機能材事業部担当<br>2016年 7 月 当社取締役常務執行役員機能材事業部長<br>2017年 4 月 当社取締役常務執行役員機能材事業部担当<br>2017年 6 月 当社代表取締役社長執行役員（現任）<br>2017年10月 当社 経営戦略本部長<br>2023年 4 月 当社新規事業開発領域管掌（現任）<br>当社マテリアル領域管掌（現任） | 15,060株     |
| [取締役候補者とした理由]<br>化学品事業部長、機能材事業部長、経営戦略本部長などを歴任、海外駐在の実績を基に海外市場の開拓・拡大を推進し、2017年 6 月に当社代表取締役社長就任後は、豊富な経験に基づく強いリーダーシップにより当社グループを牽引しており、新規事業開発やグローバル化の推進など企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。 |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                         | 氏 名<br>(生年月日)                                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                  | <p>こにし あつお<br/>小 西 淳 夫<br/>(1964年10月18日生)</p> <p>[再 任]</p> | <p>1989年 4 月 当社入社</p> <p>2014年 6 月 当社執行役員生産技術本部長兼生産技術部長兼 R C ・品質保証部長</p> <p>2015年 6 月 当社執行役員水島工場担当、生産技術本部長<br/>岡山化成株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年 4 月 当社執行役員生産技術本部長</p> <p>2017年12月 当社執行役員生産技術本部長兼 R C ・品質保証部長</p> <p>2018年 7 月 当社執行役員生産技術本部長兼 I o T ・ A I 推進部長</p> <p>2019年 6 月 当社取締役上席執行役員生産技術本部長(現任)<br/>兼 I o T ・ A I 推進部長</p> <p>2023年 4 月 当社生産・設備・プロセス技術領域管掌(現任)</p> | 2,861株      |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>生産技術本部長、当社グループ会社社長などを歴任し、生産技術および技術開発における豊富な経験と実績を活かすことにより当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                                       | きむら たけし<br>木村 武司<br>(1959年10月26日生)<br>[新任] | 1982年 4 月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社<br>2003年12月 サーソルダイヤアクリレートPTY Ltd.<br>代表取締役社長<br>2008年 2 月 三菱化学株式会社（現三菱ケミカル株式会社）石化基盤本部石化原料事業部長<br>2010年12月 三菱化学ヨーロッパ社代表取締役社長<br>レジンデイオン社代表取締役社長<br>2015年 4 月 三菱樹脂株式会社（現三菱ケミカル株式会社）執行役員クオドラント室長<br>クオドラントポリペンコジャパン社取締役社長<br>2016年11月 三菱樹脂株式会社執行役員アルポリック事業部長<br>アルポリック社取締役社長<br>三菱樹脂アジアパシフィック社取締役社長<br>2018年 1 月 三菱ケミカル株式会社執行役員機能成形複合材本部長<br>2020年 4 月 三菱ケミカルインフラテック株式会社取締役副社長<br>2021年10月 当社顧問<br>2022年 4 月 当社執行役員（現任）<br>ヘルスケア事業部営業部長兼事業企画部長<br>2022年 6 月 当社ヘルスケア事業部長（現任）<br>兼営業部長<br>2023年 4 月 当社ヘルスケア領域管掌（現任）<br>当社グローバル化推進領域管掌（現任） | 271株        |
| [取締役候補者とした理由]<br>国内外の化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識を有しており、その豊富な経験と実績を活かすことにより、当社のヘルスケア事業の拡大やグローバル化の推進など企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。 |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生年月日)                                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                   | ふたむら おんゆう<br>二 村 文 友<br>(1947年1月9日生)<br><br>[再 任]<br>[社 外]<br>[独 立] | 1972年 4 月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社<br>2001年 6 月 同社取締役<br>2006年 4 月 同社常務取締役<br>2006年 6 月 同社常務執行役員<br>2007年 4 月 同社副社長執行役員<br>2007年 6 月 同社代表取締役副社長<br>2009年 4 月 同社取締役<br>2009年 6 月 新日鐵化学株式会社（現日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）代表取締役社長<br>2013年 6 月 同社取締役相談役<br>2014年 4 月 同社相談役<br>2015年 6 月 月島機械株式会社社外取締役<br>2015年 6 月 当社社外取締役（現任） | 4,000株      |
| [社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]<br>鉄鋼および化学会社の経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識および当社社外取締役としての経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。<br>また、これらの経験・見識を活かし、当社取締役会の監督機能やガバナンス機能のさらなる向上に貢献していただくことを期待しております。 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                         | 氏 名<br>(生年月日)                                                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>ひゃくしま はかる<br/>百 嶋 計<br/>(1958年12月20日生)</p> <p>[再任]<br/>[社外]<br/>[独立]</p> | <p>1981年 4 月 大蔵省（現財務省）入省<br/>1999年 7 月 東京国税局査察部長<br/>2011年 7 月 国税庁長官官房審議官<br/>2012年 7 月 名古屋国税局長<br/>2015年 4 月 独立行政法人造幣局理事長<br/>2018年 4 月 財務省大臣官房審議官<br/>2019年 4 月 追手門学院大学経営学部教授（現任）<br/>財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任）<br/>2019年 6 月 当社社外取締役（現任）<br/>2020年 6 月 住友理工株式会社社外監査役（現任）<br/>2021年 3 月 公益財団法人国立京都国際会館評議員（現任）<br/>2022年 6 月 扶桑化学工業株式会社社外取締役（現任）<br/>（重要な兼職の状況）<br/>追手門学院大学経営学部教授<br/>財務省財務総合政策研究所上席客員研究員<br/>住友理工株式会社社外監査役<br/>扶桑化学工業株式会社社外取締役</p> | 400株        |
| <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]<br/>東京国税局査察部長、名古屋国税局長、独立行政法人造幣局理事長、財務省大臣官房審議官などを歴任し、税務の専門家としての深い見識および豊富な経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。<br/>また、これらの経験・見識を活かし、経営全般にわたる監督機能強化や当社取締役会の実効性向上に貢献していただくことを期待しております。</p> |                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生年月日)                                                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6                                                                                                                                                                                            | <p>み や た お き こ<br/>宮 田 興 子<br/>(1951年2月14日生)</p> <p>[再 任]<br/>[社 外]<br/>[独 立]</p> | <p>1975年4月 神戸女子薬科大学（現神戸薬科大学）生物<br/>薬品化学（現薬品化学）研究室研究生</p> <p>2001年4月 神戸薬科大学薬品化学研究室助教授</p> <p>2007年4月 同大学同研究室准教授</p> <p>2008年4月 同大学同研究室教授</p> <p>2016年2月 同大学同研究室教授<br/>大阪市立大学（現大阪公立大学）大学院理<br/>学研究科客員教授</p> <p>2016年4月 神戸薬科大学特別教授、学長特命補佐<br/>大阪市立大学（現大阪公立大学）大学院理<br/>学研究科客員教授</p> <p>2019年4月 神戸薬科大学学長、理事<br/>大阪市立大学（現大阪公立大学）大学院理<br/>学研究科客員教授</p> <p>2021年6月 当社社外取締役（現任）<br/>神戸薬科大学学長、理事<br/>大阪市立大学（現大阪公立大学）大学院理<br/>学研究科客員教授</p> <p>2022年4月 神戸薬科大学名誉教授（現任）<br/>大阪公立大学大学院理学研究科客員教授</p> <p>2022年6月 神戸薬科大学理事長（現任）<br/>大阪公立大学大学院理学研究科客員教授<br/>(重要な兼職の状況)<br/>神戸薬科大学名誉教授、理事長</p> | 100株        |
| <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>薬学の専門家としての深い見識および豊富な経験を当社のヘルスケア事業に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。また、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p> |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 二村文友氏、百嶋 計氏、宮田興子氏は社外取締役候補者であります。
3. 二村文友氏、百嶋 計氏、宮田興子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、二村文友氏は8年、百嶋 計氏は4年、宮田興子氏は2年となります。
4. 当社は、二村文友氏、百嶋 計氏、宮田興子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 当社は、二村文友氏、百嶋 計氏、宮田興子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任をご承認いただきました場合、当該責任限定契約を継続する予定

であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害など、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。当該保険契約の保険料につきましては当社が全額負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 二村文友氏は、2020年6月まで月島機械株式会社の社外取締役を務めておりましたが、同社の100%子会社である月島テクノメンテサービス株式会社は、東京都が発注する浄水場排水処理施設運転管理業務に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年10月30日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、2019年7月11日、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該独占禁止法違反等に関する事実について、その判明時まで認識しておりませんでした。同社の社外取締役として日頃から法令順守の視点に立った助言を行い、注意喚起を行ってまいりました。当該事実の判明後は、これらの事実関係の徹底した調査および再発防止に向けた適切な措置を求めるなど、その職責を果たしております。また、同社は、当該事実も予兆も検出できなかったことを踏まえ、検討チームを発足し、未然防止、早期発見、内部通報制度等の観点から、その原因を究明し、対策を織り込んで、同社取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」として改定を決議しましたが、同氏は、改定に際し経験に基づいて意見を述べることにより対策検討に参画しております。

(ご参考) 当社取締役会のスキルマトリックス（第1号議案をご承認いただいた場合）

|                       | 氏 名                | 取締役 に期待する知識・経験・能力等 |         |              |                  |                  |                    |
|-----------------------|--------------------|--------------------|---------|--------------|------------------|------------------|--------------------|
|                       |                    | 経営経験               | グローバル経験 | 財務会計・<br>M&A | 事業戦略・<br>マーケティング | 研究開発・生<br>産・品質管理 | コンプライア<br>ンス・リスク管理 |
| 社<br>内<br>取<br>締<br>役 | てらだ けんし<br>寺田 健志   | ●                  | ●       | ●            | ●                | ●                | ●                  |
|                       | こにし あつお<br>小西 淳夫   |                    |         |              |                  | ●                | ●                  |
|                       | きむら たけし<br>木村 武司   | ●                  | ●       |              | ●                |                  | ●                  |
| 社<br>外<br>取<br>締<br>役 | ふたむら ぶんゆう<br>二村 文友 | ●                  |         | ●            | ●                | ●                | ●                  |
|                       | ひやくしま はかる<br>百 嶋 計 | ●                  |         | ●            |                  | ●                | ●                  |
|                       | みやた おきこ<br>宮田 興子   | ●                  | ●       |              | ●                | ●                | ●                  |

## 第2号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2020年6月26日開催の第165回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を継続しておりますが（以下、「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を確保・向上させるため、現プランについて慎重に検討してまいりました。その結果、2023年5月11日開催の取締役会において、本総会における株主のみなさまのご承認を条件として、現プランを一部変更の上、継続（以下、新たに継続する対応方針を「本プラン」といいます。）することを、社外取締役3名を含む出席取締役全員の賛成により決議しました。本プランへの継続につきましては、当社監査役3名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。

つきましては、本プランへの継続につき、株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。

なお、当社は現時点では大規模買付行為等にかかる提案は受けておりません。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ・「Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み」の内容を一部変更いたしました。
- ・本プランが適用される大規模買付行為等の範囲を見直しました。
- ・株主意思を尊重するため、当社取締役会決議に基づく具体的対抗措置の発動後に、当該対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程することがある場合を設定いたしました。
- ・手続の透明性を確保するため、大規模買付情報の一般的な項目、対抗措置発動の停止等および「別紙2 新株予約権の概要」の内容をより明確に記載いたしました。
- ・その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

### I．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的とする者である必要があると考えております。

従って、当社は、当社株式について大規模買付行為等が行われる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社株式を売却されるかは、最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきである

と考えています。そして、大規模買付行為等が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、大規模買付行為等に関する十分な情報の提供を受けた上、十分検討されることが必要と考えます。しかしながら、大規模買付行為等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に対しては、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることが必要であると考えます。

## Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびにヘルスケア事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたる事業展開を行い、企業価値の安定的かつ継続的な維持・向上に努めております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進などの施策を推進しております。

### 1．企業価値向上への取組み

当社グループは、業務改革活動のさらなる浸透を図りながら、「既存事業の継続的基盤強化」、「新製品創出力の強化」、「サステナビリティ経営の推進」の3つ基本方針に沿った具体的な施策を着実に実行し、企業価値のより一層の向上に取り組んでまいります。

「既存事業の継続的基盤強化」においては、安定したキャッシュの創出と成長分野への積極的な投資により事業基盤の拡充を図ってまいります。基礎化学品事業では、現有設備のフル生産安定稼働を継続できるよう設備管理強化および更新維持投資に積極的に取り組んでまいります。機能化学品事業では、合成樹脂・合成ゴム等のグローバルニッチトップ製品の市場深耕、新規用途開拓に取り組めます。アクリルゴムとノンフタレート型アリル樹脂は新規開拓により規模の拡大を図ってまいります。ヘルスケア事業では、医薬品精製材料においては、糖尿病治療薬や急速に拡大する肥満治療薬向けの将来の需要増を確実に取り込むための生産能力増強投資を行うとともに、医薬品原薬・中間体においては、本年3月に新設した設備のフル稼働に引き続き、新たに高薬理医薬品への本格的な進出を目指した設備投資を検討します。今後3年間で80億円強の投資を計画し、当社第3の高収益事業としての基盤を確立してまいります。

「新製品創出力の強化」では、「環境・エネルギー」・「モビリティ」・「情報・通信」・「健康・ヘルスケア」の4つ分野を中心にさらなる強化を図り、次のグローバルニッチトップ製品の早期上市を達成いたします。「環境・エネルギー」の分野では、半固体電池

の量産化に向けた特殊ポリエーテルやNEDOのグリーンイノベーション基金事業として採択された全固体電池用超高イオン伝導性ポリマー等の次世代蓄電池用材料の開発をさらに加速してまいります。「モビリティ」の分野では、アクリルゴムの新規グレードや新規シランカップリング剤の早期上市を進めるとともに、今後の自動車電動化・自動運転化を支えるポリマーアロイやセンサー・アクチュエータ等の自動車ニューノーマル素材の開発に注力してまいります。「情報・通信」の分野では、今後大きな需要が見込まれるパワー半導体の高熱伝導性接合剤としての銀ナノ粒子や、次世代半導体および電子素子向けのカーボンナノチューブ等の半導体周辺材料の開発にも引き続き注力してまいります。「健康・ヘルスケア」の分野では、医薬モダリティに対応したバイオ医薬品用の新規精製材料としてポリマーゲルの開発を進めるとともに健康寿命の延伸に寄与するNMN乳酸菌等の新規アンチエイジング素材の開発を進めてまいります。

「サステナビリティ経営の推進」では、「事業活動を通じて持続可能な社会の実現への貢献と自らの企業価値の向上を両立させる」という当社サステナビリティの基本方針の下、サステナビリティ委員会が中心となり、コーポレートガバナンス・コードへの適切な対応として、TCFD対応・GHG排出量の算定・環境負荷低減策の立案と実行・健康経営の推進・人的資本への投資の一環として業務改革活動の浸透による人材育成等を実施してまいります。また、統合報告書の作成等の開示情報の充足により投資家をはじめとするすべてのステークホルダーとの対話を深め、企業価値のより一層の向上に努めてまいります。

## 2. コーポレートガバナンスの充実への取組み

### (1) 基本的な考え方

当社グループは、「独創的な技術と製品により 安心で豊かな社会の実現に貢献します」というグループ企業理念のもと、経営の透明性・公平性を確保し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを基本方針としています。

### (2) コーポレートガバナンス体制

当社取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成しており、原則として毎月1回開催し、取締役会規則に従い重要事項を付議するとともに、業績の進捗について議論し、対策等を検討しています。なお、取締役の任期を1年とするとともに、執行役員制度を導入し、取締役会を経営の意思決定機能および執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、効率的な企業経営と責任の明確化を図っています。取締役の職務執行上重要な事項については、代表取締役の諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される体制となっています。

監査体制といたしましては、監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、取締役会に出席するとともに社内の重要な会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっています。また、内部監査を内部監査室（2名）が担当しており、業務全般にわたる監査を実施する体制となっています。

### Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定の方法が支配されることを防止するための取組み

#### 1．本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為等に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えています。

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびにヘルスケア事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっています。また、当社の経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウならびに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠です。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的结合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時に的確に評価することは、容易でないものと思われます。そのため、大規模買付行為等が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買付行為等に関する十分な情報を提供させていただく必要があると考えています。株主のみなさまに大規模買付行為等に関する情報が十分に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為等における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えています。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為等に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定しています。

株主のみなさまは、大規模買付行為等に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為等に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討されることにより、大規模買付行為等に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えています。

以上のような観点から、当社は、2008年6月27日開催の当社第153回定時株主総会にお

いて、株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、継続しております。直近では、2020年6月26日開催の当社第165回定時株主総会の決議により、所要の変更を行った上で、現プランとして継続しております。

そして、今後も、現プランの適用可能性があるような大規模買付者が現れる可能性は否定できませんので、今般、当社取締役会は、現プランを一部変更の上、継続することといたしました。

## 2. 本プランの概要

本プランは、次の1)～3)（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。本プランにおいて「大規模買付行為等」といいます。また、かかる大規模買付行為等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）に対して適用されるものとします。

- 1) 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）
- 2) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）
- 3) 上記1)もしくは2)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本3)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しまたはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（ただし、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

注1：特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）ならびに

③ 上記①または②の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーまたはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが（注1）①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとします。）、（注1）②記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3：本プランにおいて、株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配またはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注5：上記3）所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が、独立委員会の意見を最大限尊重して、合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、上記3）所定の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

当社取締役会としては、大規模買付行為等は、本プランに定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

#### （1）意向表明書の提出

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為等の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書（別紙1ご参照）には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為等の概要を明示していただきます。

#### （2）情報提供

当社は、（1）の意向表明書の受領後原則として10営業日以内に、当初提供していただくべき、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報

(本プランにおいて、「大規模買付情報」といいます。)の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛ご提出いただくこととします。

大規模買付情報の一般的な項目は、以下のとおりです。

- 1) 大規模買付者および特定株主グループの詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。)
- 2) 大規模買付行為等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類および金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性を含みます。)
- 3) 大規模買付行為等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- 4) 大規模買付行為等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- 5) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- 6) 大規模買付者および特定株主グループが既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- 7) 大規模買付者および特定株主グループが大規模買付行為等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- 8) 大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- 9) 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- 10) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- 11) その他独立委員会が合理的に必要なと判断する情報

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考え

られる場合、適宜合理的な回答期限を設けた上で（最初に大規模買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。また、大規模買付者が大規模買付情報の一覧に記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めることがあります。大規模買付行為等の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社株主のみなさまの判断のために、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報が提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

### (3) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、十分な大規模買付情報の提供が完了した旨公表した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為等の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、大規模買付者から情報提供がなされない、もしくは不十分となり、株主のみなさまが大規模買付行為等を受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主のみなさまが熟慮するために必要な時間を確保することができず、また、株主意思を確認する機会も確保できません。従って、このような場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙2に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがあります。具体的対抗措置

の発動については、独立委員会の意見を最大限尊重して決定することとしますが、当該具体的対抗措置の発動後に、独立委員会の意見を最大限尊重して、下記（４）に定める手続を遵守して速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為等への対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程することがあります。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為等に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。大規模買付行為等に応じるか否かは、当社株主のみなさまにおいて、当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、①当該大規模買付行為等がいわゆる東京高裁四類型もしくは強圧の二段階買付（以下、「濫用的買収」といいます。４．（１）ご参照）に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、独立委員会の意見を最大限尊重して、具体的対抗措置として別紙２に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがあります。この場合には、当該具体的対抗措置の発動後に、独立委員会の意見を最大限尊重し、下記（４）に定める手続を遵守して速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為等への対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程することがあります。

また、②当社取締役会は、大規模買付行為等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買収に該当する場合を除きます。）に該当すると判断する場合には、実務上可能な限り最短の期間で、速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程するものとします。

なお、当該大規模買付行為が上記①または②に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為等後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為等の具体的内容や当該大規模買付行為等が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為等が上記①または②に該当するか否かを決定することといたします。

（３）取締役会の決議

当社取締役会は、上記（１）または（２）①において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の意見を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うも

のとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりです。

#### (4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において大規模買付行為等への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程する場合は、株主のみなさまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、原則として当該株主検討期間中に当社株主総会を開催するものとします。ただし、事務手続上の理由から60日以内に開催することができない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものといたします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、直ちに株主検討期間へ移行することとします。当社株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主のみなさまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切に開示いたします。

当社株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当社株主総会の決議に従うものとします。従って、当社株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、株主意思確認総会を経ずに当社取締役会が対抗措置を発動している場合であって事後的に当社株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、対抗措置としての新株予約権の無償割当を中止します。また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

#### (5) 大規模買付行為等待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為等待機期間とします。従って、大規模買付行為等は、大規模買付行為等待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### (6) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)または(4)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した場合（注6）または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、か

つ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該対抗措置の発動の停止等を行います。このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

注6：例えば、既に開始している大規模買付等を中止または撤回（大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、大規模買付等を一定の期間実施しないこと、一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合等を想定しております。

#### 4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

##### (1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件

を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付けである場合（強圧的二段階買付）と定めております（別紙3ご参照）。

## (2) 独立委員会の設置

新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙4記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役、監査役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

なお、独立委員会の委員候補の氏名および略歴は、別紙5記載のとおりです。

## 5. 当社株主および投資家のみなさまに与える影響への配慮

### (1) 本プランが株主および投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為等に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家のみなさまに与える影響等

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙2に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがありますが、具体的対抗

措置の仕組上、大規模買付者を除く当社株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主および投資家のみなさまならびにその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時・適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみなさまは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主のみなさまにつきましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日まで、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主および投資家のみなさまは、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

## 6. 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれにとまなう開示

### (1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2023年6月29日開催予定の当社第168回定時株主総会における当社株主のみなさまのご承認により、当該定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2026年6月開催予定の第171回定時株主総会）終結の時までとします。

### (2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

### (3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

### (4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主および投資家のみなさまに対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示します。

## 7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時・適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主および投資家のみなさまにおかれましても、当社株式に関する大規模買付行為等が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますようよろしくお願いいたします。今後、当社株主および投資家のみなさまに影響を与える具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

## 8. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年6月1日に公表(2018年6月1日および2021年6月11日に改訂版公表)した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」およびその他買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

### (2) 企業価値および株主共同の利益の向上を目的としていること

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為等に応じるか否かを的確に判断するために必要な時間や情報、当社取締役会による意見や代替案の提示を受ける機会を保障すること等を可能とするものです。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および

提案のもとで、大規模買付行為等に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となりますので、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目的とするものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランの採用は、2023年6月29日開催予定の当社第168回定時株主総会における当社株主のみなさまのご承認を条件としており、また、有効期間満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしておりますので、株主のみなさまの意思が反映される仕組みとなっております。

さらに、上記3. (4)に記載のとおり、当社取締役会は、具体的対抗措置発動の是非について、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社株主総会において株主のみなさまの意思を確認することとしています。

(4) 取締役会判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会判断の客観性および合理性を担保する措置が確保されています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によっても廃止することができるとされております。従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（株主総会で取締役会の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、大規模買付者にとって具体的対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありませんので、十分な合理性を有しているものと考えております。

以 上

別紙 1

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社大阪ソーダ  
代表取締役社長執行役員 寺田 健志 殿

意向表明書

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇印

貴社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を遵守し、貴社株式の買付行為を行うことを約束いたします。

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 大規模買付者の名称         |                              |
| 大規模買付者の住所または本店所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇                    |
| 設立準拠法             |                              |
| 代表者氏名             |                              |
| 国内連絡先             | 電話：( )<br>FAX：( )<br>E-mail： |
| 提案する大規模買付行為等の概要   |                              |
|                   |                              |

## 別紙 2

## 新株予約権の概要

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数とします。

## 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当をします。

## 3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権の無償割当決議において別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者、もしくは④上記①ないし③に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、⑤上記①ないし④に該当する者の関連者（注7）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、原則として、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、後記8. ②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対

価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

注7：ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。また、組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当の効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているものを対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当決議において定めるものとします。

上記のほか、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以 上

## 別紙3

## 具体的対抗措置発動に関するガイドライン

## 1. 目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、2023年5月11日開催の当社取締役会において、2023年6月29日開催予定の当社第168回定時株主総会における株主のみなさまの承認を条件として継続を決議した大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」という。）に関し、当社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非の判断に備え、予め具体的発動基準を定めることを目的とする。

## 2. 株主総会の決議を経ずに具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為等につき、以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断し、かつ、その是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合は、独立委員会の意見を最大限尊重し、具体的対抗措置の発動を決定することができる。当社取締役会は、当該具体的対抗措置の発動後に、独立委員会の意見を最大限尊重し、速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為等への対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程することがある。

## (1) 本プランに定める手続を遵守しない大規模買付行為等である場合

## 1) 大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者および特定株主グループの詳細、大規模買付行為等の目的、方法および内容、大規模買付行為等の対価の算定根拠、大規模買付行為等の資金の裏付け、大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針等（以下、「大規模買付行為等後の経営方針等」という。）、大規模買付行為等後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

## 2) 大規模買付者による情報提供が不十分である場合

大規模買付者から大規模買付行為等について一応の情報提供がなされたとしても、提供された情報が不十分であり、株主のみなさまが大規模買付行為等の是非について適切な判断をすることが困難となる場合（ただし、大規模買付者が当社取締役会の定める合理的期間内（最初に大規模買付情報を受領した日から起算して60日を上限とする。）に必要な追加情報の提供を行わない場合に限る。）

- 3) 当社取締役会が、当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間（取締役会評価期間。対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為等の場合は90日間）の満了または株主のみなさまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として当社が設定する期間（株主検討期間。最長60日間）の満了を待たずに、大規模買付行為等を行う場合
- (2) 大規模買付者の大規模買付行為等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合（濫用的買収に該当する場合）
- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
  - 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
  - 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
  - 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
  - 5) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（強圧的二段階買付）
3. 株主総会の決議を経た上で具体的対抗措置を発動できる場合
- 当社取締役会が独立委員会の意見を最大限尊重し、大規模買付者の大規模買付行為等を、以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断し、かつ、当社株主総会において具体的対抗措置の発動について決議された場合は、具体的対抗措置の発動を決定することができる。
- (1) 大規模買付者の大規模買付行為等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買収に該当する場合を除く。）
- 1) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合
  - 2) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合

以 上

## 別紙4

## 独立委員会の概要

## 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置される。

## 2. 構成

(1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選定にあたっては、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。

選定にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営および化学会社に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

## 3. 任期

委員の任期は3年とし、重任を認めるものとする。

## 4. 役割

(1) 独立委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として次に規定する事項につき、本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して意見を述べる。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して最終的な決定を行う。

1) 大規模買付者との事前交渉で大規模買付者から提出された買付計画等資料の検討

2) 具体的対抗措置を講ずるか否かの検討

3) 大規模買付者との事後交渉により具体的対抗措置を中止するか否かの検討

4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項の検討

(2) 独立委員会は、(1)に掲げる事項のほか、次に規定する事項を行うことができるものとする。

1) 大規模買付者からの直接の意見聴取

2) 当社取締役会から提出された代替案の検討

(3) 独立委員会は、当社に関する資料の検討等を行うため、当社内に事務局を設置する。

(4) 独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。

## 5. 招集

当社の代表取締役、監査役および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。

## 6. 決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以 上

## 別紙 5

## 独立委員会委員候補の氏名および略歴

二村 文友（1947年1月9日生）

## &lt;略歴&gt;

- 1972年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
- 2001年6月 同社取締役
- 2006年4月 同社常務取締役
- 2007年6月 同社代表取締役副社長
- 2009年6月 新日鐵化学株式会社（現日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）代表取締役社長
- 2015年6月 月島機械株式会社社外取締役
- 2015年6月 当社社外取締役（現任）

百嶋 計（1958年12月20日生）

## &lt;略歴&gt;

- 1981年4月 大蔵省（現財務省）入省
- 1999年7月 東京国税局査察部長
- 2011年7月 国税庁長官官房審議官
- 2012年7月 名古屋国税局長
- 2015年4月 独立行政法人造幣局理事長
- 2018年4月 財務省大臣官房審議官
- 2019年4月 追手門学院大学経営学部教授（現任）  
財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任）
- 2019年6月 当社社外取締役（現任）
- 2020年6月 住友理工株式会社社外監査役（現任）
- 2021年3月 公益財団法人国立京都国際会館評議員（現任）
- 2022年6月 扶桑化学工業株式会社社外取締役（現任）

宮田 興子（1951年2月14日生）

## &lt;略歴&gt;

- 1975年4月 神戸女子薬科大学（現神戸薬科大学）生物薬品化学（現薬品化学）研究室研究生
- 2001年4月 神戸薬科大学薬品化学研究室助教授
- 2007年4月 同大学同研究室准教授
- 2008年4月 同大学同研究室教授
- 2016年2月 同大学同研究室教授

大阪市立大学（現大阪公立大学）大学院理学研究科客員教授  
2016年4月 神戸薬科大学特別教授、学長特命補佐  
2019年4月 神戸薬科大学学長、理事  
2021年6月 当社社外取締役（現任）  
神戸薬科大学学長、理事  
2022年4月 神戸薬科大学名誉教授（現任）  
2022年6月 神戸薬科大学理事長（現任）

森 真二（1946年5月22日生）

<略歴>

1974年4月 横浜地方裁判所判事補  
1984年4月 大分地方裁判所・大分家庭裁判所判事  
1986年4月 京都地方裁判所・京都家庭裁判所判事  
1989年5月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
2006年3月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士  
2010年6月 当社社外監査役（現任）  
2014年4月 ダイドードリンコ株式会社（現ダイドーグループホールディングス株式会社）  
社外取締役（現任）  
2022年12月 弁護士法人中央総合法律事務所 シニアカウンセル（現任）

藤藪 重紹（1965年1月28日生）

<略歴>

1987年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行  
2011年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）野田支社長  
2016年4月 株式会社大正銀行（現株式会社徳島大正銀行）企画部長  
2018年6月 同行執行役員企画部長  
2020年1月 株式会社徳島大正銀行総合企画本部企画部副部長  
2020年3月 同行営業本部大阪営業店統括部副部長  
2020年6月 当社社外監査役（現任）

以 上

## 参考資料 1

## 大株主の状況

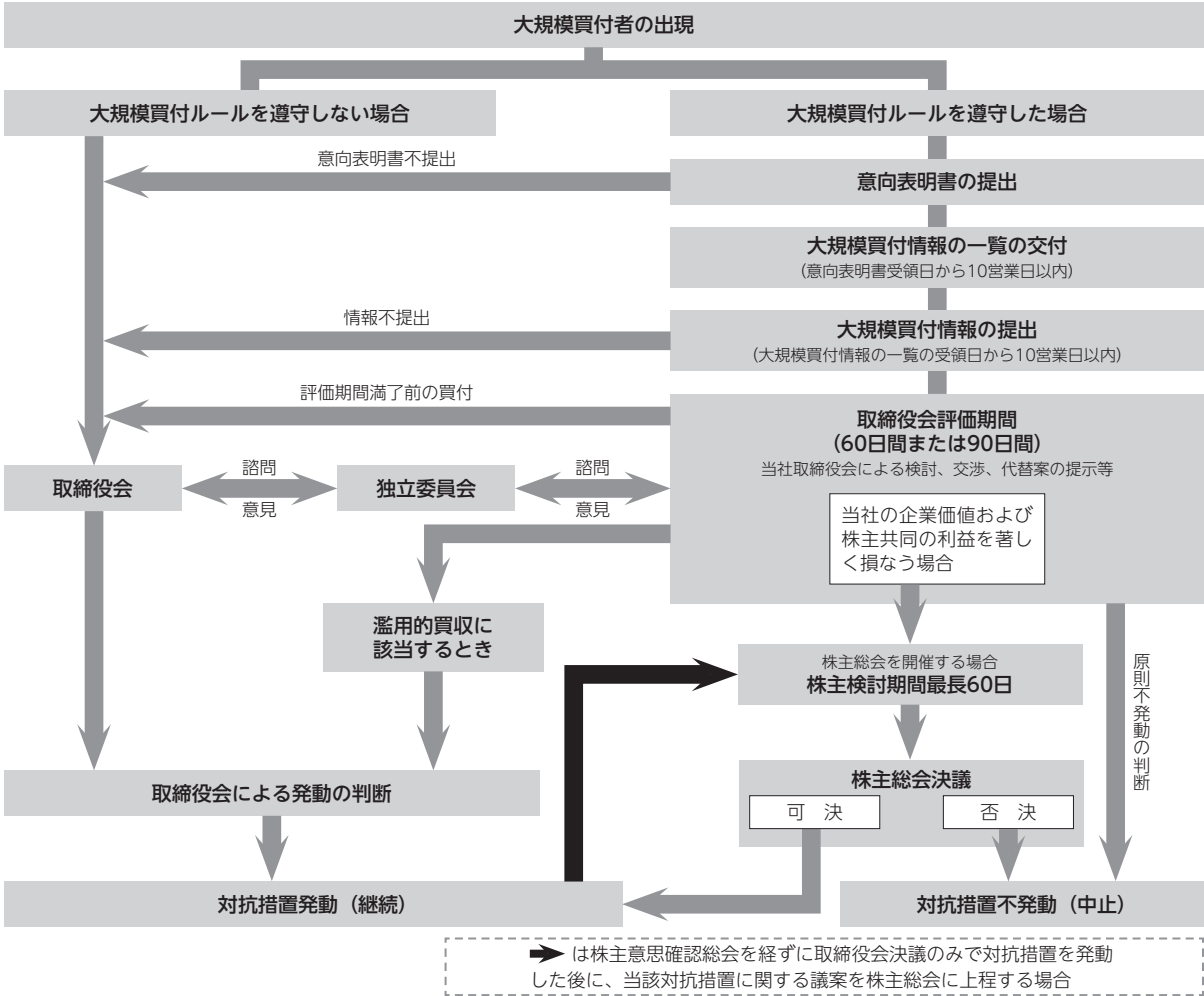
(2023年3月31日現在)

| 株 主 名                   | 持株数     | 持株比率   |
|-------------------------|---------|--------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 3,342千株 | 13.13% |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)      | 1,748   | 6.87   |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 876     | 3.44   |
| 株式会社福岡銀行                | 822     | 3.23   |
| 株式会社伊予銀行                | 748     | 2.94   |
| 帝人株式会社                  | 678     | 2.66   |
| 株式会社みずほ銀行               | 669     | 2.63   |
| 日本生命保険相互会社              | 637     | 2.50   |
| 損害保険ジャパン株式会社            | 615     | 2.41   |
| ダイソー協栄会                 | 615     | 2.41   |

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(1,291,509株)を控除して計算しております。

以 上

本プランの概要図



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続を示したものではありません。詳細につきましては、本文をご参照ください。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により社会経済活動の正常化が進み、持ち直しの動きが続きましたが、供給面での制約や原燃料価格の高騰に加え、ウクライナ情勢の長期化や中国での感染拡大による経済活動の停滞、急激な為替変動、世界的なインフレの進行等の影響もあり、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは、第7次中期経営計画「EMPOWER THE NEXT-22」の最終年度を迎え、「レジリエントな事業基盤の構築」、「マーケットイン型開発の推進」、「SDGsへの取り組み」および「企業文化・組織風土の改革」の4つの基本方針に基づき、全社一丸となって具体的な施策に取り組みました。

「レジリエントな事業基盤の構築」では、化学品事業、機能材事業、ヘルスケア事業の3つの事業をコア事業と位置づけ強靱化戦略を推進しました。化学品事業では、原燃料価格上昇に対応した価格改定を実施するとともに生産効率改善のための更新投資・コストダウンに取り組みました。機能材事業では、前年度に生産体制を強化したアリルエーテル類の拡販をさらに推し進め、世界的な需要拡大に対応することができました。ヘルスケア事業では、医薬品精製材料および医薬品原薬・中間体ともに旺盛な需要に対応するため設備投資を実施し、生産能力を拡大しました。

「マーケットイン型開発の推進」では、当社が注力している全固体電池用超高イオン伝導性ポリマーの開発がNEDOのグリーンイノベーション基金事業として採択され、社会実装までを見据えたプロジェクトとして進行しています。

「SDGsへの取り組み」では、昨年10月にサステナビリティ委員会の活動を開始し、環境・人事・ガバナンスの分野を中心に設定したKPIの達成に向けた取り組みを推進しました。「企業文化・組織風土の改革」では、新たなグループ企業理念の下、業務改革活動を通じた人事制度改革、業務効率化を目指した基幹系システムの刷新活動など生産性のさらなる向上に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,042億8百万円と前期比18.3%の増加となりました。利益面におきましては、営業利益は155億5千7百万円と前期比25.4%の増加、経常利益は171億6千4百万円と前期比27.8%の増加、親会社株主に帰属する当期純利益は105億7千万円と前期比12.0%の増加となり、当連結会計年度の各段階利益は過去最高を更新いたしました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

### (基礎化学品)

クロール・アルカリは、かせいソーダ・かせいカリを中心に原燃料価格上昇にともなう価格改定を実施したため、売上高は増加しました。

エピクロルヒドリンは、期前半において海外市況が好調に推移したことに加え、原燃料価格上昇にともなう価格改定の効果や為替の影響もあり、売上高は増加しました。

以上の結果、基礎化学品の売上高は441億2千2百万円と前期比19.4%の増加となりました。

### (機能化学品)

合成ゴム関連では、エピクロルヒドリンゴムは、インドで環境規制対応向けの需要が増加したことにより、売上高は増加しました。アクリルゴムは国内外で新規採用が進み、またアジア向けを中心に販売が増加したため、売上高は増加しました。

ダップ樹脂は、中国での絶縁ワニス用途を中心に販売は増加しましたが、期後半に入り物流混乱が収束した米国で在庫調整の影響を受けたことにより、売上高は減少しました。

アリルエーテル類は、欧米および中国で塗料および電子材料用途を中心とするシランカップリング剤向けの拡販が進んだことに加え、為替の影響もあり、売上高は増加しました。

医薬品精製材料は、欧米並びにアジア向けの糖尿病治療薬用途等の需要が拡大し、売上高は増加しました。医薬品原薬・中間体は、糖尿病の合併症治療薬中間体、不眠症治療薬中間体、認知症治療薬原薬および中間体の販売が拡大したため、売上高は増加しました。

以上の結果、機能化学品の売上高は531億8百万円と前期比15.8%の増加となりました。

### (住宅設備ほか)

生活関連商品の販売が堅調に推移した結果、住宅設備ほかの売上高は69億7千7百万円と前期比32.6%の増加となりました。

## 部 門 別 売 上 高 (連 結)

| 部 門         | 前 期       | 当 期        | 対前期比増減 |
|-------------|-----------|------------|--------|
| 基 礎 化 学 品   | 36,942百万円 | 44,122百万円  | 19.4%  |
| 機 能 化 学 品   | 45,879百万円 | 53,108百万円  | 15.8%  |
| 住 宅 設 備 ほ か | 5,261百万円  | 6,977百万円   | 32.6%  |
| 合 計         | 88,084百万円 | 104,208百万円 | 18.3%  |

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、医薬品原薬・中間体製造設備の増設、医薬品精製材料の製造設備の増設およびコストダウン投資を中心に総額53億5千3百万円の設備投資を実施いたしました。

## 3. 資金調達の状況

設備投資への所要資金は、自己資金により賄いました。

## 4. 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、景気の持ち直しが継続するものと期待されますが、原料燃料価格のさらなる高騰や物価の上昇のみならず、世界的な金融引き締めに伴う景気の下振れリスク等が懸念され、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような情勢のもと、当社グループは、業務改革活動のさらなる浸透を図りながら、「既存事業の継続的基盤強化」、「新製品創出力の強化」、「サステナビリティ経営の推進」の3つの基本方針からなる新中期経営計画の策定を終え、まさにスタートしようとしておりましたが、2023年4月4日、弊社水島工場で製造設備の不具合が発生したため、公表を延期しております。しかし、当社が取り組むべき基本方針は変更せず、当該設備の早期復旧に全力を挙げながら、その基本方針に沿った具体的な施策を着実に実行してまいります。

「既存事業の継続的基盤強化」においては、安定したキャッシュの創出と成長分野への積極的な投資により事業基盤の拡充を図ってまいります。

基礎化学品事業では、今回の製造設備不具合を踏まえ、現有設備のフル生産安定稼働を継続できるよう設備管理強化および更新維持投資に積極的に取り組んでまいります。

機能化学品事業では、合成樹脂・合成ゴム等のグローバルニッチトップ製品の市場深耕、新規用途開拓に取り組みます。アクリルゴムとノンフタレート型アリル樹脂は新規開拓により規模の拡大を図ってまいります。

ヘルスケア事業では、医薬品精製材料においては、糖尿病治療薬や急速に拡大する肥満治療薬向けの将来の需要増を確実に取り込むための生産能力増強投資を行うとともに、医薬品原薬・中間体においては、本年3月に新設した設備のフル稼働に引き続き、新たに高薬理医薬品への本格的な進出を目指した設備投資を検討します。今後3年間で80億円強の投資を計画し、当社第3の高収益事業としての基盤を確立してまいります。

「新製品創出力の強化」では、「環境・エネルギー」・「モビリティ」・「情報・通信」・「健康・ヘルスケア」の4つの分野を中心にさらなる強化を図り、次のグローバルニッチトップ製品の早期上市を達成いたします。

「環境・エネルギー」の分野では、半固体電池の量産化に向けた特殊ポリエーテルやNE DOのグリーンイノベーション基金事業として採択された全固体電池用超高イオン伝導性ポ

リマー等の次世代蓄電池用材料の開発をさらに加速してまいります。

「モビリティ」の分野では、アクリルゴムの新規グレードや新規シランカップリング剤の早期上市を進めるとともに、今後の自動車電動化・自動運転化を支えるポリマーアロイやセンサー・アクチュエータ等の自動車ニューノーマル素材の開発に注力してまいります。

「情報・通信」の分野では、今後大きな需要が見込まれるパワー半導体の高熱伝導性接合剤としての銀ナノ粒子や、次世代半導体および電子素子向けのカーボンナノチューブ等の半導体周辺材料の開発にも引き続き注力してまいります。

「健康・ヘルスケア」の分野では、医薬モダリティに対応したバイオ医薬品用の新規精製材料としてポリマーゲルの開発を進めるとともに健康寿命の延伸に寄与するNMN乳酸菌等の新規アンチエイジング素材の開発を進めてまいります。

「サステナビリティ経営の推進」では、「事業活動を通じて持続可能な社会の実現への貢献と自らの企業価値の向上を両立させる」という当社サステナビリティの基本方針の下、サステナビリティ委員会が中心となり、コーポレートガバナンス・コードへの適切な対応として、TCFD対応・GHG排出量の算定・環境負荷低減策の立案と実行・健康経営の推進・人的資本への投資の一環として業務改革活動の浸透による人材育成等を実施してまいります。また、統合報告書の作成等の開示情報の充足により投資家をはじめとするすべてのステークホルダーとの対話を深め、企業価値のより一層の向上に努めてまいります。

この度の弊社水島工場で発生しました製造設備の不具合につきまして、取引先、関係者のみなさまには多大なるご迷惑とご心配をお掛けし、深くお詫び申し上げます。一日でも早く正常稼働ができるよう設備の復旧に全力で対応してまいります。

また、当社グループは、環境・安全と製品の品質の確保には、レスポンシブル・ケア活動とISO活動を通じて万全を期するとともに、省資源・省エネルギー活動など持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みを強化しながら、地球環境と調和した企業の発展を図ってまいります。さらに、企業の社会的責任を重視し、日々の事業活動において法令遵守に積極的に取り組んでまいりますとともに内部統制システムを強化し、当社グループのコーポレートガバナンスのさらなる充実に努め、社会に信頼される企業グループを目指してまいります。株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                       | 第165期<br>(2019年4月～<br>2020年3月) | 第166期<br>(2020年4月～<br>2021年3月) | 第167期<br>(2021年4月～<br>2022年3月) | 第168期(当期)<br>(2022年4月～<br>2023年3月) |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 105,477                        | 97,266                         | 88,084                         | 104,208                            |
| 営 業 利 益 (百万円)             | 9,698                          | 8,341                          | 12,401                         | 15,557                             |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 10,321                         | 8,838                          | 13,435                         | 17,164                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 6,506                          | 6,050                          | 9,442                          | 10,570                             |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 276.14                         | 257.37                         | 404.73                         | 428.43                             |
| 総 資 産 (百万円)               | 110,851                        | 119,373                        | 129,159                        | 138,029                            |
| 純 資 産 (百万円)               | 69,121                         | 77,232                         | 83,896                         | 99,543                             |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第167期の期首から適用しており、各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (2) 当社の財産および損益の状況

| 区 分             | 第165期<br>(2019年4月～<br>2020年3月) | 第166期<br>(2020年4月～<br>2021年3月) | 第167期<br>(2021年4月～<br>2022年3月) | 第168期(当期)<br>(2022年4月～<br>2023年3月) |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 71,150                         | 65,039                         | 63,881                         | 74,222                             |
| 営 業 利 益 (百万円)   | 8,479                          | 7,029                          | 10,277                         | 12,756                             |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 8,895                          | 7,401                          | 11,216                         | 14,344                             |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 5,682                          | 4,739                          | 8,790                          | 8,612                              |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 241.15                         | 201.59                         | 376.79                         | 349.05                             |
| 総 資 産 (百万円)     | 98,860                         | 106,028                        | 110,864                        | 116,390                            |
| 純 資 産 (百万円)     | 62,683                         | 69,033                         | 70,454                         | 83,994                             |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第167期の期首から適用しており、各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## 6. 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

| 会 社 名                                                            | 資 本 金      | 出資比率           | 主 要 な 事 業 内 容           |
|------------------------------------------------------------------|------------|----------------|-------------------------|
| ダイソーケミカル株式会社                                                     | 310百万円     | 100%           | 化学製品の販売                 |
| ダイソーエンジニアリング株式会社                                                 | 80百万円      | 100%           | 電極の製造・販売、<br>化学設備の設計・施工 |
| サンヨーファイン株式会社                                                     | 50百万円      | 100%           | 医薬品原薬・中間体の製造・販売         |
| 株式会社ジェイ・エム・アール                                                   | 30百万円      | 100%<br>(100%) | 資源リサイクル                 |
| D S ロジスティクス株式会社                                                  | 20百万円      | 100%           | 化学製品の運送取扱い              |
| サンヨーファイン医理化<br>テクノロジー株式会社                                        | 100百万円     | 100%           | カラム・装置等分析機器の製造          |
| ダイソーインシュアランス株式会社                                                 | 1百万円       | 100%<br>(100%) | 保険業                     |
| 三 耀 精 細 化 工 品 銷 售<br>( 北 京 ) 有 限 公 司                             | 9,498千元    | 100%<br>(100%) | カラム・装置等分析機器の販売          |
| DAISO Fine Chem USA, Inc.                                        | 28米ドル      | 100%<br>(2%)   | 医薬品精製材料の製造・販売           |
| DAISO Fine Chem GmbH                                             | 25千ユーロ     | 100%<br>(65%)  | 医薬品精製材料・機能化学品等<br>の販売   |
| 大曹化工貿易(上海)有限公司                                                   | 4,016千元    | 100%<br>(65%)  | 機能化学品・電子材料等の輸出入         |
| 台灣大曹化工股份有限公司<br>(注) 2                                            | 5,000千NTドル | 100%<br>(100%) | 機能化学品・電子材料等の輸出入         |
| D A I S O C H E M I C A L<br>( T H A I L A N D ) C O . , L T D . | 25百万バーツ    | 100%<br>(65%)  | 機能化学品・電子材料等の輸出入         |
| DestinHaus Capital Fund 1 LP                                     | 22百万米ドル    | 99%<br>(99%)   | 投資事業                    |
| Elite Advanced Polymers, Inc.                                    | 15百万米ドル    | 99%<br>(99%)   | ゴム製品の製造・販売              |

(注) 1. 出資比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

2. 台灣大曹化工股份有限公司は、2022年11月30日付で解散を決議し、清算手続き中であり  
ます。

## 7. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

| 部 門       | 主 要 営 業 品 目                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基 礎 化 学 品 | かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、亜塩素酸ソーダ、塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、エピクロルヒドリン、アリルクロライド、塗料原料、接着剤原料など                                                   |
| 機 能 化 学 品 | アリルエーテル類、エピクロルヒドリンゴム、アクリルゴム、ダップ樹脂、ノンフタレート型アリル樹脂、省エネタイヤ用改質剤、医薬品精製材料、カラム・装置等分析機器、医薬品原薬・中間体、光学活性体、レンズ材料、感光性樹脂、カラーレジスト、電極、グラスファイバー、資源リサイクルなど |
| 住宅設備ほか    | ダップ加工材、生活関連商品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵など                                                                                                          |

## 8. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

| 部 門         | 従業員数   |
|-------------|--------|
| 基 礎 化 学 品   | 280名   |
| 機 能 化 学 品   | 473名   |
| 住 宅 設 備 ほ か | 44名    |
| 全 社 共 通     | 220名   |
| 合 計         | 1,017名 |

（注）当社の従業員数は638名です。

## 9. 主要な借入先（2023年3月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 2,080百万円  |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行       | 2,016百万円  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 1,620百万円  |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行       | 1,206百万円  |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 250百万円    |

Ⅱ. 当社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- 1. 発行可能株式総数 60,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 26,732,017株（うち自己株式 1,291,509株）
- 3. 株主数 5,276名
- 4. 大株主

| 株 主 名                               | 持 株 数   | 持株比率   |
|-------------------------------------|---------|--------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）             | 3,342千株 | 13.13% |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 1,748   | 6.87   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行               | 876     | 3.44   |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行                     | 822     | 3.23   |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行                     | 748     | 2.94   |
| 帝 人 株 式 会 社                         | 678     | 2.66   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                   | 669     | 2.63   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 637     | 2.50   |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社             | 615     | 2.41   |
| ダ イ ソ ー 協 栄 会                       | 615     | 2.41   |

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（1,291,509株）を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

|                | 株式の種類および数     | 交付された者の人数 |
|----------------|---------------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 当社普通株式 2,279株 | 3名        |
| 社外取締役          | —             | —         |
| 監査役            | —             | —         |

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

| 氏 名     | 地 位                      | 担 当 等            | 重要な兼職の状況                                                                     |
|---------|--------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 寺 田 健 志 | 代 表 取 締 役<br>社 長 執 行 役 員 |                  |                                                                              |
| 堀 登     | 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員     | 化学品事業部長<br>東京支社長 |                                                                              |
| 小 西 淳 夫 | 取 締 役<br>上 席 執 行 役 員     | 生産技術本部長          |                                                                              |
| 二 村 文 友 | 取 締 役                    |                  |                                                                              |
| 百 嶋 計   | 取 締 役                    |                  | 追手門学院大学経営学部教授<br>財務省財務総合政策研究所上席客<br>員研究員<br>住友理工株式会社社外監査役<br>扶桑化学工業株式会社社外取締役 |
| 宮 田 興 子 | 取 締 役                    |                  | 神戸薬科大学名誉教授、理事長                                                               |
| 瀬 川 恭 史 | 常 勤 監 査 役                |                  |                                                                              |
| 藤 藪 重 紹 | 常 勤 監 査 役                |                  |                                                                              |
| 森 真 二   | 監 査 役                    |                  | 弁護士<br>ダイドーグループホールディング<br>ス株式会社社外取締役                                         |

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第167回定時株主総会終結の時をもって、取締役 古川喜朗氏は任期満了により取締役を退任しました。
2. 取締役 二村文友氏、百嶋 計氏および宮田興子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 藤藪重紹氏および森 真二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 藤藪重紹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。
5. 監査役 森 真二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の法的知見を有しております。
6. 当社は、取締役 二村文友氏、百嶋 計氏、宮田興子氏および監査役 藤藪重紹氏、森 真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 2. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬と、単年度業績に連動する業績連動報酬と、中長期のインセンティブとなる株式報酬で構成されております。

固定報酬は、従業員に対する処遇との整合性を考慮しながら、役位に応じた報酬額を設定しております。

業績連動報酬は、当社が会社業績評価に関わる重要な指標と定めている連結営業利益の対前年度比と対予算比を業績連動報酬の指標とし、各役員の個人別の業績達成度を反映しております。業績連動報酬と非業績連動報酬（固定報酬＋株式報酬）の割合は概ね4：6となっており、高い職位ほど業績連動報酬の割合は高くなっております。なお、当事業年度につきましては、連結営業利益の対前年度比と対予算比を業績連動報酬の指標としており、前年度（2021年3月期）の連結営業利益は83.4億円、予算上の連結営業利益（2022年3月期）は連結業績予測で開示した107.0億円に近似したものとなっております。これに対して、連結営業利益の実績（2022年3月期）は124.0億円でありました。

固定報酬と業績連動報酬につきましては、各取締役の報酬額を12等分し、毎年7月から翌年6月まで定期的に支給することとしております。

株式報酬は、株主のみならずと株価変動のメリットとリスクを共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役位に応じた報酬額を設定しております。その支給方法につきましては、毎年取締役会の決議により、各取締役（社外取締役を除く。）に金銭報酬債権を支給し、各取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより株式報酬の割当てを受けることとしております。

なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとなっております。

### (2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第151回定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。

また当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第165回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬の額を年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第151回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額の決定は、取締役会が指名報酬委員会の答申を踏まえることを条件として代表取締役社長に再一任し、代表取締役社長は、内規にしたがって個別役員の報酬額を決定し、取締役会に報告することとしております。当事業年度におきましては、2022年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長 寺田健志氏に取締役の報酬についての具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、同氏が株主総会決議の範囲内において、内規に基づき決定し、その内容を取締役会に報告しております。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう指名報酬委員会の答申を得ており、報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く経営環境および経営状況等を最も熟知しており、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うことが最も適していると判断したためであります。

なお、代表取締役社長は株主総会決議の範囲内において内規に基づき決定し、かつ、その内容を取締役会に報告することとしており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (4) 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |          | 対象となる役員の員数(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|---------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等   |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 137<br>(21)     | 74<br>(21)      | 55<br>(-) | 7<br>(-) | 7<br>(3)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 36<br>(18)      | 36<br>(18)      | -<br>(-)  | -<br>(-) | 3<br>(2)      |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 173<br>(39)     | 110<br>(39)     | 55<br>(-) | 7<br>(-) | 10<br>(5)     |

(注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役を除く。)に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬の内容および当該株式の交付状況は47および49ページに記載のとおりであります。

### 3. 社外役員に関する事項

(1) 各社外役員の重要な兼職の状況および主な活動状況と役割

社外取締役 二村 文友氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全13回中13回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っており、当社取締役会の監督機能やガバナンス機能の向上に重要な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全8回中8回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、監督機能を果たしております。

社外取締役 百嶋 計氏

同氏は、追手門学院大学経営学部教授、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員ならびに扶桑化学工業株式会社社外取締役であり、当社とこれらの兼職先との間には特別な関係はありません。

また、当社は、同氏が社外監査役を務める住友理工株式会社へ製品を販売しております。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全13回中13回に出席したほか重要な会議に出席し、税務の専門家としての深い見識および豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っており、経営全般にわたる監督機能強化に重要な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全8回中8回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、監督機能を果たしております。

社外取締役 宮田 興子氏

同氏は、神戸薬科大学名誉教授および理事長であり、当社と同大学との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全13回中13回に出席したほか重要な会議に出席し、主に薬学の専門家としての深い見識および豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っており、当社取締役会の監督機能やガバナンス機能の向上に重要な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全8回中8回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、監督機能を果たしております。

社外監査役 藤藪 重紹氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全13回中13回、監査役会全11回中11回に出席したほか重要な会議に出席し、主に金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 森 真二氏

同氏は、ダイドーグループホールディングス株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全13回中13回、監査役会全11回中11回に出席したほか重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、発言を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社の取締役および監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員の職務の執行に起因して損害賠償請求等がなされた場合、損害賠償金および訴訟費用等が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## IV. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主のみなさまに対する利益配分を重要な責務と考えており、配当につきましては、各期の業績、安定的な配当の継続性、今後の事業展開に向けた内部留保等を総合的に勘案し決定しております。

（ご参考）本事業報告中、百万円単位の金額および千株単位の株数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                          | 金 額            |
|------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                | <b>(負 債 の 部)</b>             |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>89,640</b>  | <b>流 動 負 債</b>               | <b>32,310</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 12,844         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 14,397         |
| 受 取 手 形、売 掛 金          | 29,290         | 未 払 金                        | 3,233          |
| 及 び 契 約 資 産            |                | 短 期 借 入 金                    | 7,172          |
| 電 子 記 録 債 権            | 3,826          | 未 払 法 人 税 等                  | 3,585          |
| 有 価 証 券                | 23,998         | 1 年 内 返 済 予 定 の              | 58             |
| 商 品 及 び 製 品            | 9,516          | 長 期 借 入 金                    | 928            |
| 仕 掛 品                  | 2,602          | 賞 与 引 当 金                    | 2,934          |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 3,965          | そ の 他                        |                |
| そ の 他                  | 3,599          |                              |                |
| 貸 倒 引 当 金              | △3             | <b>固 定 負 債</b>               | <b>6,175</b>   |
|                        |                | 繰 延 税 金 負 債                  | 1,709          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>48,389</b>  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 2,826          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>25,103</b>  | 長 期 借 入 金                    | 434            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 6,721          | そ の 他                        | 1,205          |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 11,239         | <b>負 債 合 計</b>               | <b>38,485</b>  |
| 土 地                    | 2,304          | <b>(純 資 産 の 部)</b>           |                |
| リ ー ス 資 産              | 644            | <b>株 主 資 本</b>               | <b>91,812</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 3,730          | 資 本 金                        | 15,871         |
| そ の 他                  | 462            | 資 本 剰 余 金                    | 17,009         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>639</b>     | 利 益 剰 余 金                    | 62,741         |
| の れ ん                  | 217            | 自 己 株 式                      | △3,811         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 102            | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>7,723</b>   |
| そ の 他                  | 320            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 7,339          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>22,645</b>  | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | △101           |
| 投 資 有 価 証 券            | 21,302         | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 676            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 677            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △190           |
| そ の 他                  | 672            | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>8</b>       |
| 貸 倒 引 当 金              | △5             | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>99,543</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>138,029</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>138,029</b> |

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                |       | 金 額 |         |
|--------------------|-------|-----|---------|
| 売上                 | 高価    |     | 104,208 |
| 売上原価               |       |     | 73,740  |
| 売上総利益              |       |     | 30,467  |
| 販売費及び一般管理費         |       |     | 14,910  |
| 営業利益               |       |     | 15,557  |
| 営業外収入              |       |     |         |
| 受取利息及び受取配当金        | 595   |     |         |
| 受取保険金              | 573   |     |         |
| 為替差益               | 469   |     |         |
| 補助金収入              | 180   |     |         |
| その他                | 300   |     | 2,119   |
| 営業外費用              |       |     |         |
| 支持払による投資損失         | 109   |     |         |
| 棚卸資産の廃棄            | 12    |     |         |
| 固定資産の圧縮            | 253   |     |         |
| その他                | 55    |     |         |
| 経常利益               | 80    |     | 511     |
| 特別利益               |       |     | 17,164  |
| 固定資産売却益            | 245   |     |         |
| 投資有価証券売却益          | 176   |     | 421     |
| 特別損失               |       |     |         |
| 固定資産の除却損           | 217   |     |         |
| 関係会社株式売却損          | 297   |     |         |
| 減損損失               | 1,053 |     | 1,568   |
| 税金等調整前当期純利益        |       |     | 16,018  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 5,433 |     |         |
| 法人税等調整額            | 33    |     | 5,466   |
| 当期純利益              |       |     | 10,552  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |       |     | △18     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |       |     | 10,570  |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|--------------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                | <b>(負 債 の 部)</b>   |                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>68,748</b>  | <b>流 動 負 債</b>     | <b>26,907</b>  |
| 現金及び預金             | 9,588          | 電子記録債権             | 319            |
| 受取手形               | 1,701          | 買掛金                | 9,143          |
| 電子記録債権             | 801            | 短期借入金              | 7,172          |
| 売掛金                | 15,967         | 未払金                | 5,160          |
| 有価証券               | 23,998         | 未払費用               | 971            |
| 商品及び製品             | 6,388          | 賞与引当金              | 674            |
| 仕掛品                | 874            | 未払法人税等             | 2,890          |
| 原材料及び貯蔵品           | 2,613          | 預り金                | 464            |
| 前払費用               | 154            | その他                | 110            |
| 立替金                | 3,987          |                    |                |
| その他金               | 2,673          | <b>固 定 負 債</b>     | <b>5,488</b>   |
| 貸倒引当金              | △1             | 退職給付引当金            | 2,229          |
|                    |                | 繰延税金負債             | 2,097          |
|                    |                | その他                | 1,161          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>47,642</b>  | <b>負 債 合 計</b>     | <b>32,396</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>24,123</b>  | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                |
| 建物                 | 5,059          | <b>株 主 資 本</b>     | <b>77,428</b>  |
| 構築物                | 1,354          | 資本                 | 15,871         |
| 機械及び装置             | 10,876         | 資本剰余金              | 17,009         |
| 工具、器具及び備品          | 271            | 資本準備金              | 14,382         |
| 土地                 | 2,103          | その他資本剰余金           | 2,627          |
| リース資産              | 729            | <b>利 益 剰 余 金</b>   | <b>48,357</b>  |
| 建設仮勘定              | 3,714          | 利益準備金              | 1,202          |
| その他                | 12             | その他利益剰余金           | 47,155         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>345</b>     | 固定資産圧縮積立金          | 535            |
| ソフトウェア             | 75             | 別途積立金              | 5,114          |
| ソフトウェア仮勘定          | 258            | 繰越利益剰余金            | 41,505         |
| その他                | 11             | <b>自 己 株 式</b>     | <b>△3,811</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>23,173</b>  | <b>評価・換算差額等</b>    | <b>6,566</b>   |
| 投資有価証券             | 17,136         | その他有価証券評価差額金       | 6,566          |
| 関係会社株式             | 5,382          |                    |                |
| 関係会社出資金            | 25             |                    |                |
| その他                | 632            |                    |                |
| 貸倒引当金              | △3             |                    |                |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>116,390</b> | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>83,994</b>  |
|                    |                | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>116,390</b> |

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 74,222 |
| 売上原価         | 51,157 |
| 売上総利益        | 23,065 |
| 販売費及び一般管理費   | 10,309 |
| 営業利益         | 12,756 |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 552    |
| 為替差益         | 378    |
| 受取保険金        | 573    |
| 補助金の収入       | 180    |
| その他          | 541    |
|              | 2,226  |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 101    |
| 棚卸資産廃棄損      | 253    |
| 固定資産圧縮損      | 55     |
| その他          | 228    |
|              | 638    |
| 経常利益         | 14,344 |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 245    |
| 投資有価証券売却益    | 176    |
| 関係会社株式売却益    | 58     |
|              | 480    |
| 特別損失         |        |
| 固定資産除却損      | 215    |
| 関係会社株式評価損    | 1,715  |
|              | 1,930  |
| 税引前当期純利益     | 12,894 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,188  |
| 法人税等調整額      | 93     |
| 当期純利益        | 4,281  |
|              | 8,612  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社大阪ソーダ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所  
指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 押谷 崇雄  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪ソーダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、株式会社大阪ソーダ水島工場において、主要製品エピクロルヒドリンの原料となるアリルクロライド製造設備の不具合が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社大阪ソーダ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 押谷 崇雄  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪ソーダの2022年4月1日から2023年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、株式会社大阪ソーダ水島工場において、主要製品エピクロルヒドリンの原料となるアリルクロライド製造設備の不具合が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

|           |           |
|-----------|-----------|
| 株式会社大阪ソーダ | 監査役会      |
| 常 勤 監 査 役 | 瀬 川 恭 史 ㊞ |
| 常勤社外監査役   | 藤 藪 重 紹 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 森 真 二 ㊞   |

以 上

